

公益財団法人木曾三川水源地域対策基金 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人木曾三川水源地域対策基金（以下「基金」という。）の定款第19条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員及び理事並びに監事は、無報酬とする。

(費用)

第3条 基金は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。ただし、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 前項の費用のうち、旅費に関し必要な事項は、理事長が別に定める役員等旅費規程による。

(公表)

第4条 基金は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。